

支部執行委員長 様  
支部法制部長 様  
集会参加者 様

長野県教職員組合  
執行委員長 宮田 弘則

## 5・3を中心とする県内各地の憲法関連集会への参加について(要請)

新年度が始まり、お忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

安倍首相は自らの求心力維持のため、憲法「改正」への意欲を繰り返し表明しています。憲法は、権力の暴走に対する抑止力であるとともに、国民生活や福祉を向上させる指針となってきました。また、日本が平和国家として歩むことを決意した不戦の誓いは、国際社会での信頼を得る礎となってきました。しかし今、憲法の三原則である国民主権・平和主義・基本的人権の尊重が安倍政権によって形骸化され戦後民主主義、立憲主義がなし崩しにされています。集団的自衛権の閣議決定、「戦争法(安保関連法)」の強行採決によって自衛隊の任務は拡大し、米国などととも海外で武力行使が可能となりました。政権与党が9条を改憲し、自衛隊を憲法に明記しようとしている今、私たちは改めて不滅のスローガン「教え子を再び戦場に送るな」を胸に刻み、憲法を守り活かすとりくみをすすめる必要があります。

こうした情勢の中、有明防災公園で開催される「5・3憲法集会」への参加要請も発出しましたが、同時期に県内各地でも、憲法・平和に関連した集会や学習会が開催されます。こちらにも積極的な参加をお願いします。

### 記

#### 1. 集会名・日時・主催・会場・内容等

別紙「2019 長野県内各地の5・3を中心とする憲法関連集会・とりくみ」(県教組HPにも掲載)  
または、各地域で開催される憲法関連集会

#### 2. 参加要請 希望参加とします。

※青年・女性の積極的な参加をお願いします。

#### 3. その他

- (1) 参加要請する各集会は、県教組の運動方針に沿った内容であるものとします。
- (2) 支部が把握した参加者については県教組より旅費を支給します。集会終了後、支部規程の旅費計算書を県本部に提出して下さい。後日送金します。
- (3) 各地域で開催される集会を大事にしたいと思いますので、旅費支給については、各支部内の地域で開催される集会を対象とします。ただし、各支部内の地域で集会がない支部については、近隣の地域への集会へ参加して下さい。

長野県教職員組合 法制部  
(担当) 笠原、今井、宮尾  
TEL : 026-235-3700  
FAX : 026-234-6260